中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年岩手県規則第74号)の一部を次のように改正する。 改正前 改正後 (事業計画の認定等) (事業計画の認定等) 第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度|第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度 化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度 化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度 化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出 化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出 し、認定を受けなければならない。 し、認定を受けなければならない。 (1) • (2) [略] (1) • (2) [略] (3) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下「小 (3) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下「小 売振興法」という。)第4条第1項から第3項までの規定 売振興法」という。)第4条第1項から第5項までの規定 に基づき認定を受けた者にあっては、その事実を証する書 に基づき認定を受けた者にあっては、その事実を証する書 (4) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律 第57号) 第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8 条第3項に規定する認定共同振興計画又は同法第10条第3 項に規定する認定活性化計画(以下「認定振興計画等」と いう。) に基づき事業を実施する者にあっては、その事実 を証する書類 (5) 「略] (4) [略] (6) エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に 関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律 第18号)第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画(以 下「中小企業承認事業計画」という。) に基づき事業を実

(7) [略]

施する者にあっては、その事実を証する書類

- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- 2 「略]

附 則

1~3 [略]

- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- 2 [略]

附則

1~3 [略]

(東日本大震災により被害を受けた事業用施設に係る災害復 旧貸付けの特例)

4 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた事業用施設に係る別表第2の4の項の貸付金の額の適用については、第4条第4項中「3年」とあるのは「5年」と、別表第2の4の項中「100分の90以内」とあるのは「100分の

		貸付対象事業	貸付金	貸付和
名	称	内 容	の額	率
	[略]			
5	[略]	[略]		
6	連鎖	政令第2条第1項第2号イ又	100 分	年 1.0
<u>1</u> L	事業	は二に掲げる事業のうち、省	の80以	パーも
		令第28条第1項第1号ロ又は	<u>内</u>	ント
		第31条第1項第1号の基準に		
		適合し、かつ、同条第2項第		
		1号ロの要件に該当するもの		
		あって、知事が適当と認める		
		<u>もの</u>		
7	[略]	[略]		
8	経営	政令第2条第1項第2号イ又	100 分	年1.0
<u>改</u>	革事	は二に掲げる事業のうち、省	の80以	パーも
業	<u> </u>	令第28条第1項第1号ハの要	<u>内</u>	ント
		件に該当し、又は省令第31条		
		第1項第3号の基準に適合		
		し、情報の収集、処理又は提		
		供、製品開発、技術開発、デ		
		ザイン開発その他参加者の経		
		営の抜本的な改善を図るもの		
		(特定中小企業団体(政令第		
		2条第1項第2号イに掲げる		
		特定中小企業団体をいう。以		
		下同じ。)が、当該特定中小		
		企業団体に設置する電子計算		
		機に接続する情報処理設備を		
		併せて取得し、組合員又は所		
		属員(以下「組合員等」とい		
		う。) に買取り予約付きで賃		
		貸するものを含む。) であっ		
		て、知事が適当と認めるもの		
9	[略]	[略]		
10	企業	政令第2条第1項第2号ハ若	[略]	[略]
合	同事	しくは <u>ニ</u> に掲げる事業のうち		
業		省令第30条第1項第2号から		
		第6号まで若しくは第31条第		
		1項第4号から第8号までの		
		基準に適合するもの又は政令	I	

99以内又は施設の整備資金から10万円を控除した額」とする。

別表第1 (第4条関係)

		貸付対象事業	貸付金	貸付利
名	称	内 容	の額	率
	[略]		1	1
5	[略]	[略]		
6	[略]	[略]		
_	- Fm4-3	Fm fr 3		
7	[略]	[略]		Fm47
8			[略]	[略]
	計同事	しくは <u>ホ</u> に掲げる事業のうち		
7	Ţ	省令第30条第1項第2号から		
		第6号まで若しくは第31条第		
		1項第4号から第8号までの		
		基準に適合するもの又は政令 第2条第1項第2号末に掲げ		
		第2条第1項第2号ホに掲げ		

	る事業であって、知事が適当		
	と認めるもの		
<u>11</u> [略]	[略]	•	
12 [略]	[略]		
13 [略]	[略]		
<u>14</u> [略]	[略]		
15 地域	過去に <u>13の項</u> に掲げる事業を	[略]	[略]
産業創	行った特定会社、一般社団法		
造基盤	人等、商工会等又は市町村が		
整備活	中小企業者の経営環境の変化		
性化事	に対応するため又は既存施設		
業	の陳腐化、老朽化等を解消す		
	るために施設を再整備する事		
	業であって、知事が適当と認		
	めるもの		
16 商店	過去に <u>14の項</u> に掲げる事業を	[略]	[略]
街整備	行った特定会社、一般社団法		
等活性	人等又は商工会等が、中小企		
化支援	業者の経営環境の変化に対応		
事業	するため又は既存施設の陳腐		
	化、老朽化等を解消するため		
	に施設を再整備する事業であ		
	って、知事が適当と認めるも		
	0		

別表第2(第4条関係)

貸付けの種類		貸付金	貸付利
名 称	内 容	の額	率
1 小規	別表第1の <u>11の項</u> 又は <u>12の項</u>	[略]	[略]
模事業	に掲げる事業のうち、小規模		
者貸付	事業者(常時使用する従業員		
け	の数が20人以下(商業又はサ		
	ービス業(ソフトウェア業及		
	び情報処理サービス業を除		
	く。)に属する事業を主たる		
	事業として行う者について		
	は、常時使用する従業員の数		
	が5人以下)の会社、個人、		
	企業組合及び協業組合をい		
	う。以下同じ。) のみが使用		
	する施設に係るもの		
2 広域	別表第1の <u>6の項、7の項又</u>	[略]	[略]
貸付け	<u>は9の項から11の項まで</u> に掲		

	 る事業であって、知事が適当		
	と認めるもの		
<u>9</u> [略]	[略]		
<u>10</u> [略]	[略]		
<u>11</u> [略]	[略]		
12 [略]	[略]		
13 地域	過去に <u>11の項</u> に掲げる事業を	[略]	[略]
産業創	行った特定会社、一般社団法		
造基盤	人等、商工会等又は市町村が		
整備活	中小企業者の経営環境の変化		
性化事	に対応するため又は既存施設		
業	の陳腐化、老朽化等を解消す		
	るために施設を再整備する事		
	業であって、知事が適当と認		
	めるもの		
14 商店	過去に <u>12の項</u> に掲げる事業を	[略]	[略]
街整備	行った特定会社、一般社団法		
等活性	人等又は商工会等が、中小企		
化支援	業者の経営環境の変化に対応		
事業	するため又は既存施設の陳腐		
	化、老朽化等を解消するため		
	に施設を再整備する事業であ		
	って、知事が適当と認めるも		
	0		

別表第2 (第4条関係)

	貸付けの種類		貸付利
名 称	内 容	の額	率
1 小規	別表第1の <u>9の項</u> 又は <u>10の項</u>	[略]	[略]
模事業	に掲げる事業のうち、小規模		
者貸付	事業者(常時使用する従業員		
け	の数が20人以下(商業又はサ		
	ービス業(ソフトウェア業及		
	び情報処理サービス業を除		
	く。)に属する事業を主たる		
	事業として行う者について		
	は、常時使用する従業員の数		
	が5人以下)の会社、個人、		
	企業組合及び協業組合をい		
	う。以下同じ。) のみが使用		
	する施設に係るもの		
2 広域	別表第1の <u>6の項から9の項</u>	[略]	[略]
貸付け	<u>まで</u> に掲げる事業のうち、当		

i			
	げる事業のうち、当該事業に		
	直接又は間接に参加しようと		
	する中小企業者の当該事業に		
	係る事務所又は事業所の所在		
	地が4以上の都道府県の区域		
	にわたるもの		
3 施記	設 次のいずれかに該当するもの	[略]	[略]
再整	(1) 過去に別表第1の <u>1の</u>		
備貸付	付 <u>項から12の項まで</u> に掲げる		
け	事業のうちいずれかを行っ		
	た中小企業者が、新たな事		
	業の分野への進出若しくは		
	事業の開始等経営環境の変		
	化に対応するために行う施		
	設の整備又は既存施設の陳		
	腐化、老朽化等を解消する		
	ために行う施設の再整備に		
	係るもの		
	(2) 別表第1の11の項に掲		
	げる事業を行った事業協同		
	組合又は協同組合連合会		
	(以下「事業協同組合等」		
	という。)が同項の事業と		
	して行う空き区画等の再整		
	備に係るもの		
[略]			

別表第3 (第4条関係)

要 件

[略]

- 2 別表第1の<u>7の項</u>又は<u>11の項</u>に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 3 別表第1の8の項に掲げる事業であって、認定振興計 画等に基づき実施する事業又は中小企業承認事業計画 に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 4 別表第1の<u>11の項</u>又は<u>12の項</u>に掲げる事業のうち、公 園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の 貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 5 別表第1の1の項から5の項まで、7の項、8の項、 11の項又は12の項に掲げる事業のうち災害の発生を未

	該事業に直接又は間接に参加		
	しようとする中小企業者の当		
	該事業に係る事務所又は事業		
	所の所在地が4以上の都道府		
	県の区域にわたるもの		
3 施設	次のいずれかに該当するもの	[略]	[略]
再整備	(1) 過去に別表第1の <u>1の</u>		
貸付け	<u>項から10の項まで</u> に掲げる		
	事業のうちいずれかを行っ		
	た中小企業者が、新たな事		
	業の分野への進出若しくは		
	事業の開始等経営環境の変		
	化に対応するために行う施		
	設の整備又は既存施設の陳		
	腐化、老朽化等を解消する		
	ために行う施設の再整備に		
	係るもの		
	(2) 別表第1の <u>9の項</u> に掲		
	げる事業を行った事業協同		
	組合又は協同組合連合会		
	(以下「事業協同組合等」		
	という。)が同項の事業と		
	して行う空き区画等の再整		
	備に係るもの		
Em#z ∃			

別表第3 (第4条関係)

要 件

[略]

[略]

- 2 別表第1の<u>6の項</u>又は<u>9の項</u>に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 3 別表第1の<u>9の項</u>又は<u>10の項</u>に掲げる事業のうち、公 園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の 貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 4別表第1の1の項から6の項まで、9の項又は10の項に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又

然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の 拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業 に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるも の

- 6 別表第1の7の項又は12の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、 知事が適当と認めるもの
- 7 別表第1の11の項に掲げる事業のうち小売振興法第 4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実 施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当 と認めるもの

8 [略]

- 9 別表第1の8の項に掲げる事業のうち小売振興法第 4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計 画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 10 別表第1の6の項に掲げる事業のうち小売振興法第 4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実 施する事業に係る資金の貸付け
- 11 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 12 別表第1の4の項、5の項、7の項、10の項、11の 項又は12の項に掲げる事業(5の項に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体が行うものに限る。)のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 13 別表第1の7の項、8の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 14 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業(7の項に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体が行うものに限る。)のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- <u>15</u> 別表第1の1の項又は<u>5の項から11の項まで</u>に掲げ

は災害が発生した場合における被害の拡大を防止する ための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸 付けであって、知事が適当と認めるもの

- 5 別表第1の<u>6の項</u>又は<u>10の項</u>に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 6 別表第1の<u>9の項</u>に掲げる事業のうち小売振興法第 4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実 施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当 と認めるもの
- 7 [略]

- 8 別表第1の5の項、<u>6の項、9の項</u>又は<u>10の項</u>に掲 げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に 係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 9 別表第1の4の項から6の項まで又は8の項から10 の項に掲げる事業(5の項に掲げる事業にあっては、 特定中小企業団体が行うものに限る。)のうち認定総 合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付 けであって、知事が適当と認めるもの
- 10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
- 11 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業(6の項に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体が行うものに限る。)のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- <u>12</u> 別表第1の1の項又は<u>5の項から9の項まで</u>に掲げ

る事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業 に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるも の

- 16 別表第1の3の項、5の項から9の項まで又は11の 項に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づ き実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事 業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請 中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの
- 17 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲 げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき 実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適 当と認めるもの

る事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業 に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるも の

- 13 別表第1の3の項、5の項から7の項まで又は9の 項に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づ き実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事 業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請 中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの
- 14 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲 げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき 実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適 当と認めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。